

第 6403 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 3月 23日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 源泉徴収における推計課税

Q : 源泉徴収にも推計課税が適用されるようになったとか。どのようなことですか？

A : 給与の支払いを受けた者の労務従事期間、労務の性質、労務の提供の程度を勘案して推計します。

【解説】

令和2年の税制改正では、個人事業者等の従業員別の給与の支払金額の把握が困難な場合には、推計によって所得税を徴収することができる制度が創設されました。

具体的内容は、個人事業者等が源泉所得税を納付しなかった場合、税務署長が給与等の支払いを受けた者の労務に従事した期間や労務の性質、提供の程度その他の事項を勘案して、給与等の支払いを受けた者ごとの支払金額及び支払日を推計して、源泉徴収することができるようになり、推計等が困難な場合は、給与等の支払日が各月末日であるものとし、給与等の支払金額の総額を給与等の支払いを受けた者の人数で除し、これを給与等の支払金額の総額の計算の基礎となる期間の月数で除して計算した金額を、その支払を受けた者ごとの各月の給与等の支払金額として、所得税を徴収することができることとなります。その際には、源泉徴収義務者の収入もしくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量その他事業の規模等により、給与等の支払金額の総額又は給与等の支払いを受けた者の人数を推計して、所得税が徴収されることとなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

